

計画相談支援推進事業

背景

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援することを目的に、サービスの利用計画案の作成、サービス事業所等との連絡調整、モニタリングなどの支援を行う「計画相談支援」について、平成24年4月から、障害福祉サービスを利用するすべての方が対象となった。平成27年3月末まで経過措置が設けられ、段階的に体制整備を行いながら拡大することとされた。

現状・課題

本市では、平成26年度末までの間、計画相談支援の担い手である「指定特定相談支援事業所」の開設勧奨、その事業所でプラン作成をする「相談支援専門員」の資格取得後の後追い調査、進捗状況の周知、事業所の空き情報調査、また更新月を誕生日までとして事業所の負担を軽減する等の対策を講じてきたところであるが、6月末の時点で、障害者30.7%、障害児51.6%の達成率にとどまっている。

サービスの支給決定にあたっては、利用者へのサービス利用に対して、支障が出ないよう、本人等が作成する「セルフプラン」で対処しているが、本来は、本人が希望する場合に認められているものであり、サービス事業所の調整を本人がしなければならず、また、モニタリングも行われないという、利用者が不利益を被るものであるため、国の通知では、市町村が事業所を充足できない等体制整備ができていない場合の乱用を憤り、すべての人が早期に計画相談支援を利用できるようにとされている。

事業内容

障害福祉サービスを利用する方すべてが計画相談支援を利用できるよう、相談支援専門員を育成・支援することにより、質の高い相談支援事業所を増やすとともに、計画作成件数の増加を図るため、下記の事業を行う。

① 相談支援サポーター事業

経験の浅い相談支援専門員を技術的にサポートするため、新しく相談支援専門員として従事する者、もしくは従事して2年以内の相談支援専門員を対象として、経験豊富な相談支援専門員による相談会を毎月開催する。

② 相談員育成事業

困難ケースの計画相談に対応できる事業所を増やすため、内部でOJTによる新人育成が可能な事業所に対し、人材育成にかかる費用として1事業所につき最大120万円を補助する。（最大5事業所）

《条件》

- ・初任者研修受講要件を満たすキャリアがある人材を雇用すること
- ・当該人材に対し、年度内に相談支援従事者初任者研修を受講させ、相談支援専門員資格を取得させること
- ・当該人材を含めた体制により、年度内に特定事業所加算の取得申請を行うこと